一　平成十七年四月一日前の厚生年金保険の被保険者であった期間であって、基金加入員等の場合にあっては当該基金の加入員であった期間、連合会受給権者等の場合にあっては平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第五項の規定により連合会が支給に関する義務を承継している老齢年金給付又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十二条の三第二項の規定により連合会が支給することとされている老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であった期間（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項又は平成十六年改正法第八条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であった期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。以下「加入員たる被保険者であった期間」という。）のうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項に規定する旧特例第三種被保険者であった期間（第二号において「旧特例第三種被保険者であった期間」という。）及び同項に規定する特例第三種被保険者等であった期間（第三号において「特例第三種被保険者等であった期間」という。）以外の加入員たる被保険者であった期間について、次に掲げる基金加入員等及び連合会受給権者等の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ　昭和十五年四月一日以前に生まれた者（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）　次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(1)　昭和六十一年四月一日前の期間　当該期間について、昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（その者が昭和十七年四月二日以降に生まれた者であるときは、当該期間について昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第一号イの規定の例により計算した額）

(2)　昭和六十一年四月一日から平成十五年四月一日前までの期間　当該期間について、平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

(3)　平成十五年四月一日から平成十七年四月一日前までの期間　当該期間について、平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額

ロ　昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）　次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(1)　昭和六十一年四月一日前の期間　当該期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項第一号の規定の例により計算した額

(2)　昭和六十一年四月一日から平成十五年四月一日前までの期間　当該期間について、平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

(3)　平成十五年四月一日から平成十七年四月一日前までの期間　当該期間について、平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額

ハ　昭和十八年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）　平成十七年四月一日前の期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

ニ　昭和二十一年四月二日以降に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）　平成十七年四月一日前の期間について、平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

二　加入員たる被保険者であった期間のうち旧特例第三種被保険者であった期間について、次に掲げる基金加入員等及び連合会受給権者等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　昭和十八年四月一日以前に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を含む。）　昭和六十一年四月一日前の期間について、平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第一号の規定の例により計算した額

ロ　昭和十八年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）　昭和六十一年四月一日前の期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第一号の規定の例により計算した額

ハ　昭和二十一年四月二日以降に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）　昭和六十一年四月一日前の期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第一号の規定の例により計算した額

三　加入員たる被保険者であった期間のうち特例第三種被保険者等であった期間について、次に掲げる基金加入員等及び連合会受給権者等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　昭和十八年四月一日以前に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を含む。）　昭和六十一年四月一日前までの期間について、平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第一号の規定の例により計算した額

ロ　昭和十八年四月二日から平成三年四月一日までの間に生まれた者（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）　昭和六十一年四月一日から平成三年四月一日前までの期間について、昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

ハ　昭和二十一年四月二日以降に生まれた者　昭和六十一年四月一日から平成三年四月一日前までの期間について、平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

四　加入員たる被保険者であった期間（平成二十五年改正法附則第十九条第一項の指定を受けた基金の加入員であった期間のうち、当該指定を受けた日の属する月以降の期間を除く。）のうち平成十七年四月一日以降の期間について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

2　厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に係る前項の適用については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項又はこれに相当する規定の例により計算した額を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項又はこれに相当する規定の例により計算した額として計算する。

3　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下この項において「経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（以下この項において「廃止前基金令」という。）第五十五条の二第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する額を計算する場合における同号ロ(1)（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第一号改定者又は特定被保険者に係る第一項の適用及び経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前基金令第五十五条の二第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する額を計算する場合における同号ロ(1)（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第一号改定者又は特定被保険者に係る第一項の適用については、第一項各号に定める額を厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項又は第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による改定がなかったものとして計算する。